

❀ 県外で定期予防接種を希望される方へ ❀

(任意予防接種は市外接種の場合、費用助成の対象外です)

■ 接種前の申請：手続きには10日ほどかかります。

- 1 希望する医療機関へ予防接種を受けたい旨を連絡し、了承を得てください。
- 2 「予防接種連絡票・依頼書交付申請書」を記入し豊橋市保健所健康政策課へ提出してください。

なお、年度末(3月31日)までに接種できるものを申請してください。

提出物：「予防接種連絡票・依頼書交付申請書」

該当の豊橋市内接種用の予診票が手元にある場合は、あわせて提出してください。

提出先：〒441-8539

愛知県豊橋市中野町字中原100番地

豊橋市保健所 健康政策課 予防接種担当 宛て

- 3 「依頼書」と「県外接種用の予診票」を申請者へお渡しします。

※お手元と同じ予診票が複数枚(市内用と県外用)ある場合、二重接種を防ぐため不要な予診票を必ず破棄してください。

■ 接種：申請前の接種や、接種日に豊橋市民でない場合、接種費用は全額自己負担となります。

- 1 「依頼書」・「県外接種用の予診票」・「母子健康手帳」を持参し、申請した医療機関で接種してください。

※通常の豊橋市内接種用の予診票は使えません。

- 2 医療機関へ接種費用を全額支払い、払い戻し手続きに必要な書類を受け取ってください。

①領収書(予防接種の内訳がわかるもの) ※領収書+内訳明細書でも可

②予診票

※紛失した場合、払い戻し手続きができません。大切に保管してください。

- 3 申請したが県外で接種しなかった予防接種がある場合は、健康政策課へ連絡をしてください。

■ 払い戻し手続き：請求期限は、接種した日から1年です。

次の1~4をお持ちのうえ、保健所健康政策課にて払い戻しの手続きをしてください。

- 1 「豊橋市予防接種費補助金交付申請書兼請求書」
- 2 領収書原本(予防接種の内訳がわかるもの) ※領収書+内訳明細書でも可
- 3 接種済みの「予診票」と母子健康手帳又は予防接種済証
- 4 通帳(振込希望の口座)

❀このリーフレットはご家族のみなさんで目を通してください❀

担当：豊橋市保健所 健康政策課 予防接種担当

住所：〒441-8539 愛知県豊橋市中野町字中原100番地(ほいっぷ内)

電話：0532-39-9109